

バス事業分科会について (検討状況報告)

R6.9.25

分科会概要①(令和6年3月法定協議会にて設置済)

■ 分科会の主な役割・所管事項

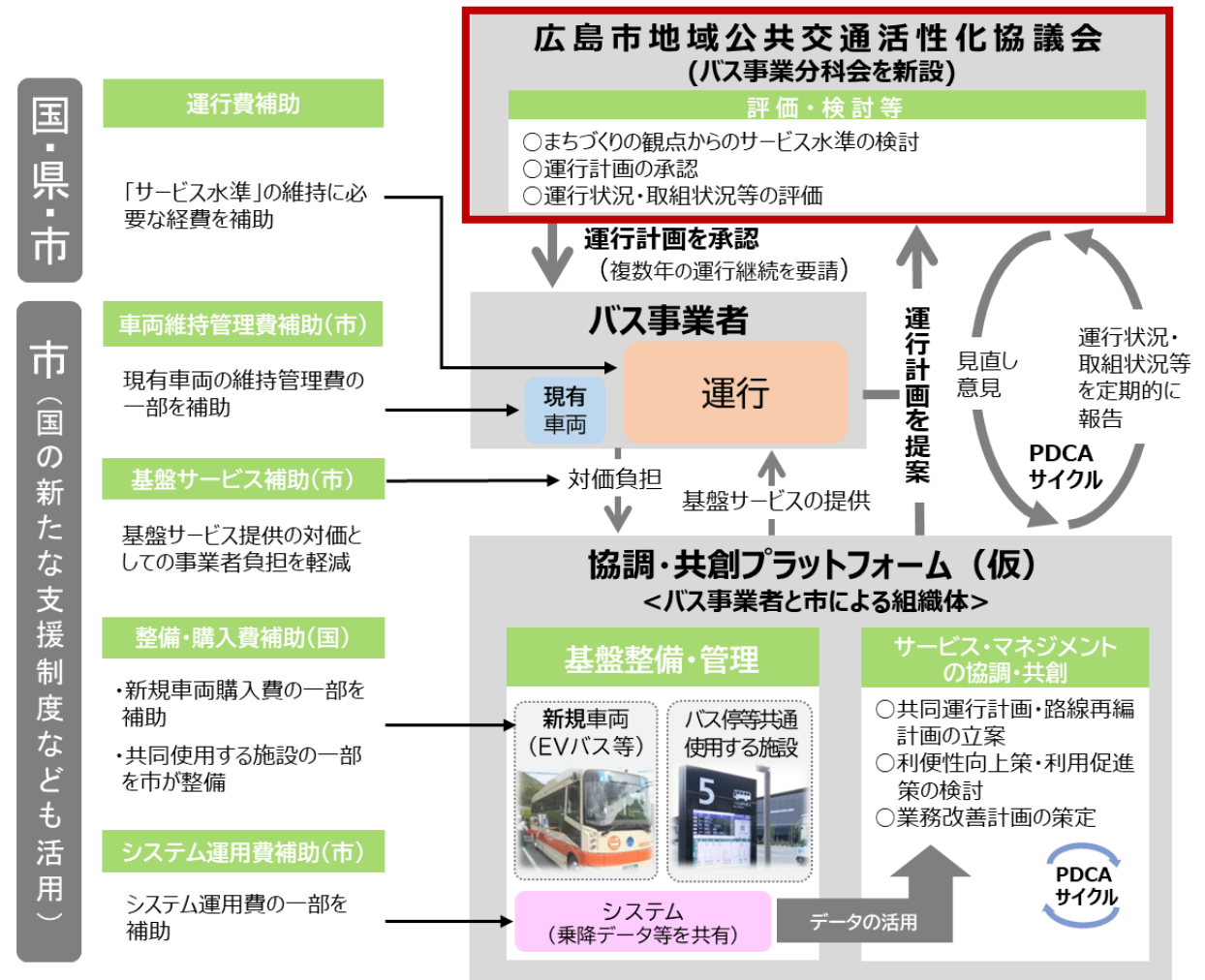
- ・ まちづくりの観点からのサービス水準の検討
- ・ 運行計画(共同、共創のもの)の承認
(PFからの提案事項等を客観的な立場で審査)
- ・ 運行状況・取組状況等の評価(PFから報告を受けた取組状況等について評価し、必要に応じて意見を述べる)

■ 分科会決定事項の取扱い

分科会議決事項は法定協に報告する。ただし、下記のような事項は、法定協議会においても審議を行う。(個別の案件ごとに判断)

- ・ 利用者への影響が大きい路線の再編計画
- ・ 地域公共交通計画や利便増進実施計画への影響を与える事項
- ・ 協議会の合意形成が必要とされている法定事項

PFで企画立案する「共創の取組(バス事業再構築)」に関するものを対象として、承認・議論等を行う場です。バス事業者各社で展開している全ての路線のダイヤ等を扱うものではありません。



➡ この分科会は、バス事業再構築の取組を効果的なものにするため、単なる“承認機関”ではなく、利用者の声や学識経験者等の立場からの客観的な意見を反映させることができるよう、「議論」もしていただく機関にしたいと考えています。

分科会概要②(委員構成)

構成員	該当する団体	委員候補	
学識経験者	大学等	教授等	広島工業大学 伊藤教授 【分科会長】
利用者代表	広島市社会福祉協議会 広島消費者協会	(左記団体の) 会長等	永野会長 栗原会長
公共交通事業者	バス事業者	プラットフォーム代表(複数社) 又は広島県バス協会	プラットフォーム 事業者輪番 (1名想定)
地方公共団体	広島市	道路交通局 公共交通政策部	公共交通政策部長
その他 必要と認める者	国土交通省	中国運輸局 交通政策部	交通企画課長

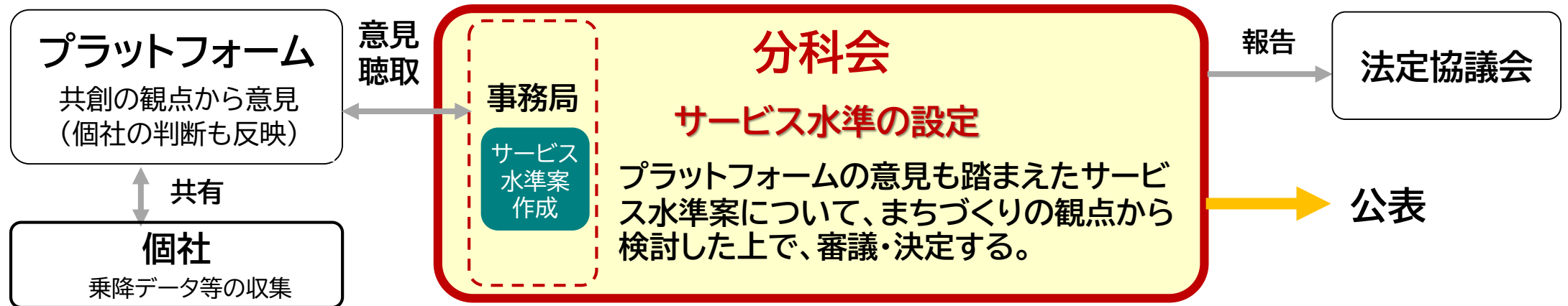
※ 必要がある場合は、委員以外の者が出席することも可としている(要綱規程)

参考)「事業者輪番」は、ローテーションのほか、分科会の議題に応じて順番を入れ替える、柔軟に運用します。なお、議題に関係事業者が複数ある場合には主たる事業者が代表として参加する場合や、事務局(説明者・答弁者の役割)として出席する場合があります。 ※事業者には「バス協会」も含まれます。

分科会の運用(フロー)②

① サービス水準の設定(基本的な考え方を定める)

例:この路線は、1時間に●本、など



〈サービス水準とは〉

持続可能で使いやすい乗合バスサービスを実現するため、まちづくりとの連携や利用者ニーズ等の様々な観点を踏まえ、「運行ルートと運行頻度」、「交通結節点の乗継環境」について、設定するものです。

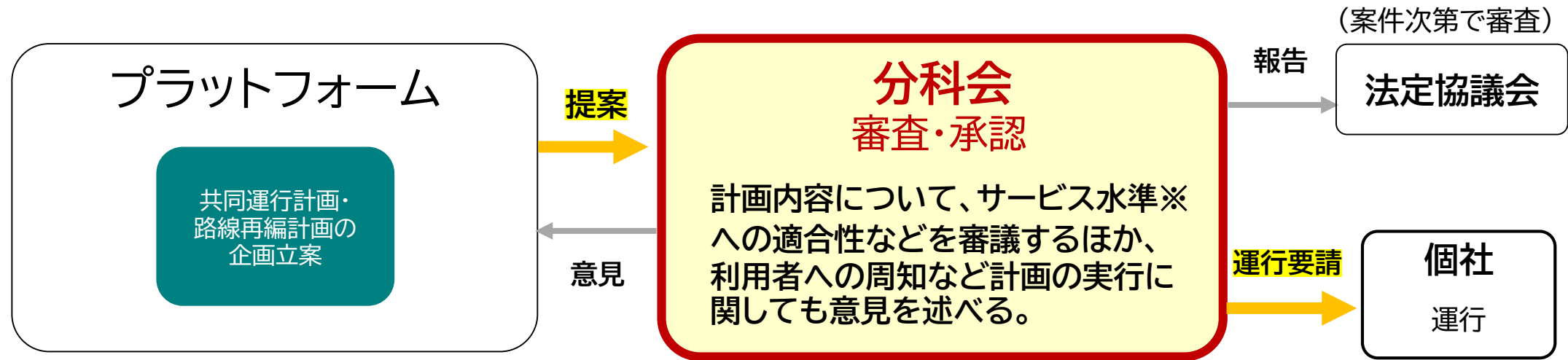
〈サービス水準の目安〉

都心部、デルタ市街地、デルタ周辺部、中山間地域といった「エリア」や、都心部と拠点地区などを結ぶ「路線」に着目し、現在提供している運行頻度を踏まえつつオフピーク時に最低限確保すべき水準として事業者と議論してきたところです。

分科会の運用(フロー)③

②運行計画の承認

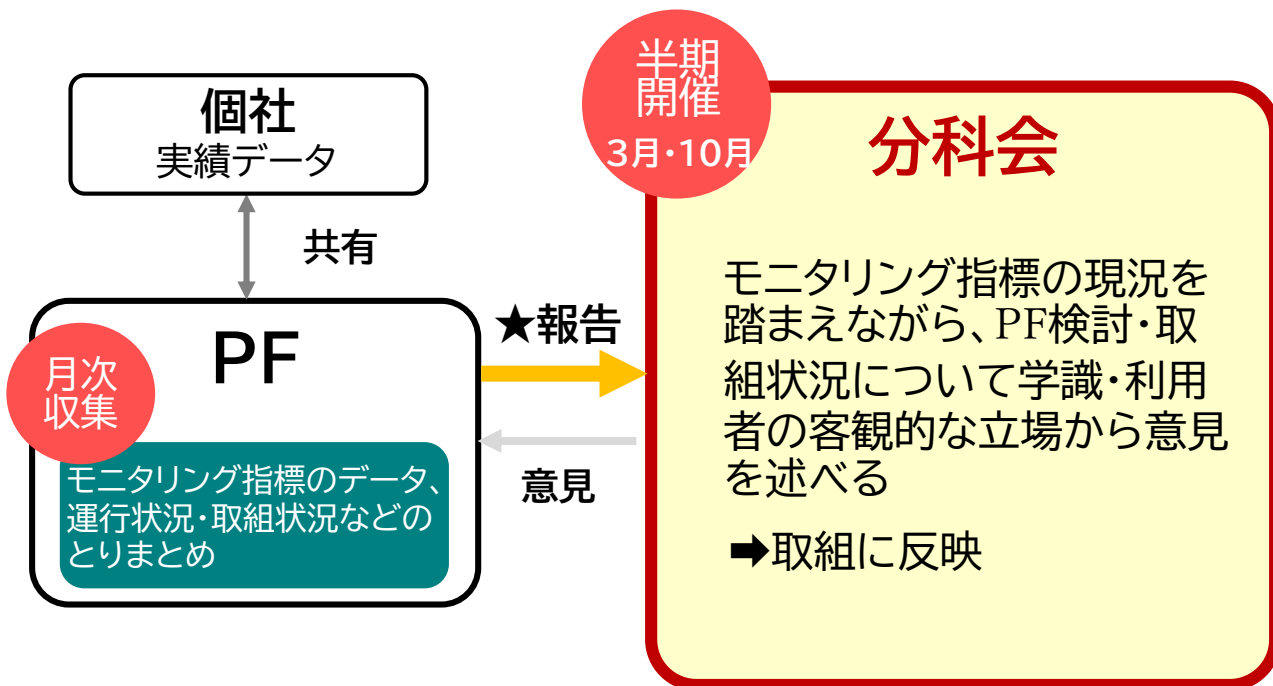
対象路線の詳細なサービス水準(ルートとダイヤ等)



※ サービス水準:「運行ルートと運行頻度」、「交通結節点の乗継環境(待ち時間、待合環境等)」

分科会の運用(フロー)②

③運行状況・取組状況等の評価(PDCAサイクル)



報告事項

①モニタリング指標の現況報告(一例)

- ・ 輸送人員と収支状況(8社合計のほか、中山間地・都心部等のエリア別、交通モード別などテーマを設定して抽出)
- ・ 利用者の声
- ・ 運転手の満足度
- ・ ⋮

②取組・検討状況報告

- ・ 路線最適化や運賃サービス等の共創の取組案など
- ・ 前回から今回までの間のバス業界の動向(ダイヤ改正や増便・減便などのトピックや概況を報告)
- ・ 再編した路線の利用状況、再編の効果など